

第2章 フロン類回収業者の実務概要

1. フロン類回収業者の役割

役割1 使用済自動車の引取りと引取報告の実施

- 使用済自動車の引取りを求められた時は、正当な理由がある場合を除き、使用済自動車を引き取る必要があります。
- 使用済自動車を引き取った時は、電子マニフェスト制度によりすみやかに情報管理センターに引取報告を行う必要があります。

役割2 基準に従ったフロン類の回収

- フロン類回収業者は、回収基準(フロン回収破壊法に同じ)に従ってフロン類を回収する必要があります。
- フロン類を回収した時は、その都度車台ごとに、自動車メーカー等に引き渡すものか再利用するものをを選択して電子マニフェストシステムの画面上で入力してください。

役割3 フロン類の引渡しと引渡報告の実施

- 回収したフロン類は、再利用する場合を除き、フロン類運搬基準(フロン回収破壊法に同じ)に従って自動車メーカー等の指定する指定引取場所に引き渡す必要があります。
- フロン類の引渡報告を前提として、自動車メーカー等からフロン類回収料金が支払われます。

役割4 使用済自動車の引渡しと引渡報告の実施

- フロン類を回収した後、使用済自動車を都道府県知事等の許可を受けた解体業者に引き渡す必要があります。
- 使用済自動車を引き渡した時は、電子マニフェスト制度によりすみやかに情報管理センターに引渡報告を行う必要があります。

※引渡しの時は、使用済自動車とリサイクル券等をあわせて引き渡してください。

役割5 フロン類年次報告の実施

- 毎年度終了後1ヶ月以内(4月末まで)に、前年度の引渡量・再利用量・保管量等につき、電子マニフェスト制度により年次報告を行う必要があります。

■以上の役割を果たさなかった場合は、都道府県知事等からの勧告・命令を受けたり、フロン類回収業者の登録を取り消される場合があります。

2. フロン類回収業者の登録

(1) 都道府県知事または保健所設置市長への登録

- 使用済自動車に搭載されているカーエアコンからフロン類の回収を行う事業者は、フロン類回収業を行なう事業所の所在地を管轄する都道府県知事または保健所設置市長への登録が必要になります。
- すでにフロン回収破壊法における第二種フロン類回収業者の登録を受けている事業者は、自動車リサイクル法のフロン類回収業者へ自動的に移行されます。

※2005年1月以降は、事業所ごとにフロン類回収業者である旨の標識を掲げることが必要となります。

(2) 自動車リサイクルシステムへの事業者登録(2004年7月から受付開始)

- フロン類回収業者は、電子マニフェスト制度による移動報告の実施やフロン類回収料金の受取りのために、都道府県知事等への登録とは別に、自動車リサイクルシステムへの事業者登録が新たに必要です。
- 自動車リサイクルシステムへの登録が完了した後、電子マニフェスト制度による移動報告の際に必要な事業所コードと初期パスワードが送付され、自動車リサイクルシステムを利用しての実務が可能になります。

(□登録方法については、44ページをご覧ください)

● フロン類回収業者の業務の流れ

